

審査員補が審査員になるための実務研修について

平成 21 年 11 月 11 日
プライバシーマーク推進センター

「プライバシーマーク審査員登録制度」に基づいて登録された「審査員補」は、所定の実務研修を受けて「審査員」に格上げされることで、プライバシーマーク付与認定審査業務を行うことが可能となります。

実務研修では、申請事業者から提出される PMS 文書(事例)を審査する「文書審査」と、審査チームが申請事業者の所在地等に出向く審査に同行する「現地審査」の両方で経験を積んでいただきます。文書審査の実務研修は 10 件が所定回数ですが、中間の 5 件目で一定レベルに達していると評価された場合は修了となります。一方、現地審査の実務研修(文書の確認、当日の現地審査およびこれに伴う指摘事項・現地審査報告書の原案作成、改善報告への対応等の全過程を含む)は 5 件(1クール)で格上げ評価の対象となりますが、評価の結果により合計 3 クール(15 件)までの実務経験を必要とすることがあります。

所定の審査実務経験を経た上で、複数の主任審査員及び実務研修を受け入れた実施機関から審査員としてふさわしい能力と見識を有するとの推薦を受け、評価委員会で審査員として適格と認められると、審査員として登録することができます。

◆ プライバシーマーク推進センター 審査業務室 実務研修実施要領

受 付	随時(10時から16時まで。土日祝祭日は不可)
申 込 先	(財)日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター 審査業務室 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内 電話:03-3432-3160
申 込 方 法	所定の申込み書類を送付又は持参 ※申込み用紙の入手方法については、上記申込み先にご連絡下さい。
費 用	52,500 円(消費税込み)／1クール ※実務研修に伴う旅費・交通費等はすべて自己負担となります。
実 務 研 修 場 所	文書審査:プライバシーマーク推進センター 審査業務室 現地審査:申請事業者(主に都内)
備 考	実務研修の申込み書類を受領後、当協会にて書類上及び面接による選考を行わせていただきます。 また、現在実務研修の希望者が集中しており、実務研修の開始までは申込みより数ヶ月間お待ちいただくこととなります。 あらかじめご承知おきください。

実務研修修了後、審査員として活動し資格を維持するためには、プライバシーマークの付与認定指定機関(付与機関含む)との審査業務委託契約等が必要です。指定機関と契約するには審査員登録が必須ですが、本実務研修を受けることで指定機関との契約が必ず保証されるものではありません。詳しくは、お近くの指定機関にお問い合わせください。

また、指定機関については、以下のホームページもご参照ください。

<http://privacymark.jp/agency/about.html>

以上